

第112回 市町村職員対象セミナー よくある質問一覧

件名	質問	回答
番号の記載拒否	周知が必要とのことだが、届出書に「マイナンバー」を書きたくないという市民がいたら、どうしたらいいか。	申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることを説明し、記載していただくようお願いしたい。それでも記載を拒否された場合は、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることは可能であるが、あくまで、住民基本台帳法別表に規定する事務として住基端末を利用する必要がある。
生活保護の条例制定について	(県庁)生活保護について、外国人の認定について通知により市町村で審査行っているが、条例が必要か。	外国人に対する生活保護事務については、番号法別表第一に含まれませんので、これらの方の個人番号を利用する場合には独自利用の条例を制定する必要があります。
	生活保護申請書にマイナンバー記載を義務付けることになっているが、住民登録地がない、職権消除されているなどの理由でマイナンバーを申請者自身が把握していない、取得できていない場合が相当数あると思われる。その場合の対応方法についてご教示願いたい。	住民登録地がない場合、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行う必要があります。 また、申請者自身がマイナンバーを把握していない場合は、番号法第14条第2項の規定に基づき、住基ネットを通じて本人確認情報として個人番号等を取得することが可能です。 なお、個人番号により必要な調査を全て行うことができるわけではないこと等から、個人番号の提供は保護の要件とはしておりません。
事務処理特例条例	障害手帳は法令上は都の管理だが、実際は区でやっていて、情報も区で持っている。区で情報があるのに、わざわざ都に照会することになるのか。	身体障害者手帳の交付に関する事務は、法令上、都道府県知事が実施することとされているため、原則、都道府県知事が情報を提供することになる。ただし、地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例条例により身体障害者手帳の交付に関する事務の一部を市町村長が行うこととしている場合、市町村においても情報を提供することが可能となる。この場合、都道府県と市町村のどちらが情報を提供するかについては、事務の効率性などを踏まえ、都道府県と市町村の間で決めていただく必要がある。
療育手帳について	自動車税の減免申請の事務について「療育手帳」の情報も必要としているが、番号法の別表第2に定めがないため、情報連携できない。また、9条においても利用できる事務に定まっていらないように見受けられ、H27.1月の担当者会議の質問の回答では「検討中」とのことだったと思うが、現在の検討状況や方針等が決まっているのであれば教えて欲しい。	療育手帳に関する事務は、別表第1の主務省令で定められておらず個人番号を利用する事務として位置づけられていないため、各自治体において番号法第9条第2項に基づく条例を制定することにより、各自治体の内部において個人番号の利用が可能となる。 療育手帳に関する情報について他自治体等との情報連携を可能とするためには、療育手帳の交付事務を行う大多数の自治体において法第9条第2項の規定に基づく条例を制定していただいたうえで、国において法別表第2の主務省令に位置づける等の対応が必要であり、現在、自治体に対して意向を確認するための調査を実施しているところである。
国民年金における情報連携について	国民年金は番号利用のみと説明があったが、情報照会、情報提供ともないと言うことで本当に大丈夫か。	国民年金関係業務において、市区町村が他の市区町村や行政機関に情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会を行うことはありません。また、国民年金の被保険者記録や年金給付情報などについては、市区町村が他の市区町村や行政機関から情報提供ネットワークシステムを通じた年金関係情報の照会を受けることはありません。

件名	質問	回答
国民年金システムの改修について	市町村における国民年金の事務で、個人番号を利用するのは、申請書類に記載するだけのように見受けられる。また、市町村での情報連携は不要と言うことを考えると、当市では個人番号に関する国民年金システムへの改修は不要と思っているが見解を伺いたい。	国民年金関係業務において、市区町村が行う事務は、日本年金機構への国民年金関係の報告、年金請求書の進達、個人番号が記載された国民年金関係の届出等の受付、被保険者からの国民年金関係の照会、番号法上の本人確認措置への対応等が想定されます。 上記の事務を実施するにあたり、システム開発の可否については、市区町村毎に事務のシステム化の範囲も異なるため、一概に判断できませんが、一般的には個人番号と年金関係の個人情報の紐付け、個人番号による日本年金機構への報告を行うための機能、届書等に個人番号を表示する機能等を実現するためのシステム改修が必要になると考えられます。
P I A	国民年金については、市町村は番号利用のみとのことだが、その場合でもPIAが必要になるのか。	特定個人情報保護評価は、地方公共団体の長その他の機関が特定個人情報ファイルを保有しようとする場合に実施が義務づけられています。 市区町村が行う国民年金関係業務は、日本年金機構への国民年金関係の報告、年金請求の進達、個人番号が記載された国民年金関係の届出等の受付、被保険者からの国民年金関係の照会、番号法上の本人確認措置等が想定され、そのためのシステム改修を行うことが考えられます。 上記のシステム改修を行った結果として、市区町村で保有している個人情報と個人番号を紐付けて管理を行う場合には、特定個人情報ファイルの保有に該当すると思われます。 したがって、市区町村においても特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価を公表する必要があると考えられます。

件名	質問	回答
	精神障害者保健福祉手帳の申請、交付事務は市町村の対応としては経由事務であり、別表第二では都道府県の事務として定められている。 市町村で事務を行う場合、保護評価の実施と独自利用事務として定める必要があるのか。 身体障害者手帳の交付に関する事務、及び精神障害者保健福祉手帳の交付事務についてご質問します。この事務は、番号法別表第一の中で都道府県知事の手務となっており、居住地の市町村長を経由してその交付申請を行うとされています。このとき、市町村長が次の作業を行うことが想定されます。 (ア) マイナンバーの記載された申請書の受理、保管 (イ) 個人番号カード等によるマイナンバー及び本人確認 (ウ) マイナンバーの記載された申請書の県への送付 この事務は別表第一の上覧ではそれぞれ「都道府県知事」となっています。市町村長は、別表第一に規定されておきませんが、番号法導入に関連した以下の作業は筆お湯でしょうか。 (1) 特定個人情報保護評価の実施 (2) 番号法第9条2項における独自利用条例の規定	(1) ・番号法第27条により、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは特定個人情報保護評価を実施していただく必要があります。 ・特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめることとされています。 また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとされています。 なお、他の機関に権限の委任が行われている場合など、1つの事務において特定個人情報ファイルの保有者すなわち評価実施機関が複数存在する場合があります。この場合については、個々のケースに応じて検討する必要がありますが、基本的な考え方としては、特定個人情報ファイルの取扱いに関する記載事項に責任を負う立場にある評価実施機関が特定個人情報保護評価の作成を取りまとめます。その際、特定個人情報保護評価を主体的に実施する評価実施機関では責任を負えない評価項目については、他の評価実施機関から情報の提供を受けて記載することとなります（特定個人情報保護評価指針の解説第3の2）。 ・ご質問の「身体障害者手帳の交付に関する事務、及び精神障害者保健福祉手帳の交付事務」については、市町村長が法定受託事務として申請書の受理、保管、申請書の県への送付等を行い、都道府県知事は、番号法別表第1に規定される番号利用事務を実施するとのことですので、次の2通りの方法が考えられます。 ① 都道府県において当該事務に係る特定個人情報保護評価を実施するとともに、市町村も、特定個人情報ファイルの保有者として、当該事務の評価の実施に当たり、都道府県に対して情報提供等必要な協力をする。 ② 都道府県と市町村がそれぞれ別々に評価を行う。 ・①と②のどちらの方法を採用するかについては、事務の実態を踏まえ、特定個人情報ファイルを取り扱う機関間でご判断していただければと考えます。 (2) ・ご指摘のとおり、市町村長は経由事務を行う者であるため、個人番号関係事務実施者として業務を行う事ができます。よって、(ア)から(ウ)の業務を行うために番号法第9条第2項の条例は不要です。
	国保とは直接関係ないのですが後期高齢者医療標準システムは、現在物理的に別のネットワークでインターネットの接続をしていますが、情報セキュリティポリシーは各自治体のものを適用することになりますか。	市町村の後期高齢者医療担当部署に設置されている広域連合標準システム窓口端末は、高確法で市町村が行うと定められた事務を遂行するために設置されているものですので、各市町村が定めたそれぞれのセキュリティポリシーが適用されることとなります。 なお、広域連合が定める情報セキュリティポリシーは広域連合職員が高確法で行う事務を遂行するために規定されたものです。